



佐賀県公報

平成16年
6月1日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

○平成十六年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度

(四一八・森林整備課)

公告

○都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧

(まちづくり推進課)

公安委員会事項

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

(公告)

○ 告示

◎佐賀県告示第四百十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十六年六月一日

佐賀県知事 古川 康

区域の名称	同上に含まれる森林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼郡(三瀬村を除く。)及び三養基郡の一円	三三三 三四
川上川	佐賀市、佐賀郡、神埼郡三瀬村並びに小城市小城市町及び三日月町の一円	五五〇 九七

佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	四一四	三九
六角川	多久市、武雄市、小城市牛津町及び杵島郡の一円	二七一	三〇
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二四三	七七
佐賀南部	鹿島市及び藤津郡の一円	三七三	一七

○ 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成16年6月1日

佐賀県知事 古川 康

- 都市計画法事業の種類及び名称
有田都市計画用途地域
- 縦覧場所
佐賀県土づくり本部まちづくり推進課

○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成16年6月1日

佐賀県公安委員会

委員長 井 田 出 海

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成16年7月8日(木曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成16年9月24日(金曜日) 午前9時から午後5時まで	〃

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成16年7月14日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁囃町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成16年8月18日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成16年9月14日(火曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁囃町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする人を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする人を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全全部生活保安課

(電話・代表0952-24-1111・内線3166) 又は各警察署の生活安全課にお問い合わせください。